

令和4年度山形市コミュニティサイクル導入及び管理運営業務 仕様書

本仕様書は、令和4年度山形市コミュニティサイクル導入及び管理運営業務(以下、「本業務」という。)について必要な事項を定めるものである。

1. 業務名称

令和4年度山形市コミュニティサイクル導入及び管理運営業務委託

2. 業務目的

山形市民の日常利用や来訪者の観光利用など中心市街地を核とした移動環境の向上はもとより、脱炭素型のライフスタイルへの転換を図るため、市民及び来訪者を対象とするコミュニティサイクルの導入及び管理運営をするもの。

3. 基本方針

(1) 対象者

市民及び来訪者を対象とする。

(2) 対象エリア

山形市全域とし、中心市街地周辺及び山寺地区を基本エリアとする。

4. 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日までとする。

5. 本事業の業務内容(想定業務)

- ・ 必要な施設・機器(電動アシスト付き自転車、サイクルポート)の設置、維持管理と事業終了後の撤去
- ・ 事業の運営(利用者の募集・登録、料金徴収、自転車の回収・再配置・整備・バッテリー交換等)
- ・ サイクルポート用地の検討、提案、交渉
- ・ サイクルポート周辺の違法駐輪対策の実行
- ・ 事業周知・広報、利用促進策の提案・実行
- ・ 各種データの収集、整理、山形市への報告

- ・ GPS データを活用した利用実態調査、分析、事業提案・実行
- ・ 満足度や交通行動の変化等に関する利用者アンケート調査の実施

6. 事業規模

(1) 令和4年度における導入及び管理運営

契約上限額を踏まえ実現可能な内容を提案すること。

① 自転車の台数

自転車の台数は、電動アシスト付き車両を最低85台とすること。あわせて、GPS 機能(GPS ロガーを後付けすることでも可)を搭載すること。

② サイクルポート(貸出・返却場所)の配置

- ・ 山形市の想定する 11 箇所(別紙1)を参考に、受託者が提案するものとする。
- ・ 利便性と収益性の向上を目指すため、山形市が想定する箇所への配置は必須ではない。
- ・ 駐輪ラック数もあわせて提案するものとする。

(2) 令和5年度以降の導入及び管理運営

参考として利用者の利便性向上と事業の自走化を目指すため、令和5年度以降の導入及び管理運営についても提案すること。

事業の自走化は、山形市からの委託料など公費負担が無い、または、極力少ない状態とする。

審査は令和4年度に係る提案と令和5年度以降に係る参考提案の両方を評価する。ただし、令和4年度に係る提案が認められた場合でも、令和5年度以降に係る参考提案の実施を確約するものではない。

7. 利用料金、付帯事業、収支

(1) 収入

利用料金及び付帯事業等の収入はすべて受託者の収入とする。

(2) 利用料金

事業者の知見で将来的に採算が合う事業となることを意識し、山形市と協議の上決定すること。

(3) 利用料金の收受方法

クレジットカード決済やキャリア決済をはじめとして、クレジットカード等を所持しない方のために交通系 IC カード決済及び現金決済等の手段を用意すること。

(4) 収支

利用料金及び付帯事業により将来的に採算が合う事業とすること。

8. 山形市からの委託料

(1) 委託料

上限金額以下で提案すること。

(2) 委託料の支払い

支払い方法は初期費用(設備・機器・システム等)と運営管理費用に分類し、提案すること。最終的に山形市との協議により決定する。

9. 利用方法等

(1) 貸出・返却

複数のサイクルポートを設置し、相互利用可能な貸出・返却のシステムとすること。

サイクルポートは、原則として無人で貸出・返却が可能なシステムとすること。

サイクルポート以外で自転車を返却できないシステムとすること。

(2) 多言語対応

スマートフォンアプリやWeb上の表記は、日本語と英語を含めた複数言語の対応を基本とすること。

10. 施設・機器(自転車、サイクルポート)

(1) デザイン

自転車及びサイクルポートの駐輪ラックや案内看板等は、まちの景観と調和し統一したデザインとすること。

原則として自転車のフレームの色(基調カラー)は統一するものとし、山形市と協議の上決定すること。

(2) サイクルポート

駐輪ラックは、自転車の前輪をはめ込むことができるものを基本とし、設置に際し埋設物等が生じることがなく、設置及び撤去が容易であること。

サイクルポートに電源が必要な場合は、受託者が電源を確保すること。

11. 運営方法等

(1) 運営期間

開始日については、令和4年9月1日予定とするが、具体的な時期については山形市と協議の上、決定することとする。

また、冬季期間においてサービスを実施する場合は、安全上の対策を最大限講じること。休止する場合は、施設・機器の設備を一時的に撤去、もしくは十分に養生処置を施し、安全管理上十分な対応を行うこと。保管場所は、山形市が提供することとする。

(2) 運営時間

貸出・返却は原則として24時間可能なものとする。ただし、サイクルポート用地の施設管理者等との協議により、貸出・返却時間に制限を設ける必要があると判断される場合は、この限りでない。

(3) 乗車用ヘルメットの貸出

山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、利用者に対して、貸出を行うことができる体制を整えること。なお、乗車用ヘルメットの調達及び維持管理は受託者で行うこと。具体的な貸出方法は事前に山形市と協議すること。

(4) 保険の加入

利用者のケガや損害賠償事故(対物・対人)の補償のため、十分な傷害保険及び損害賠償責任保険に加入すること(TSマーク付帯保険のみは不可とする)。

(5) 交通法規等の遵守

利用者に対して、交通法規の遵守を徹底させる方策をとること。

(6) 防犯対策

自転車の防犯登録を行うこと。また、盗難対策を行うこと。

(7) 放置駐輪対策等

サイクルポートに本事業と関係のない自転車が止められないよう対策を取るとともに、止められていた場合には早急に対応すること。また、美しい景観を保つため、サイクルポート内の自転車の整序及びサイクルポート周辺の定期的な美化清掃を行うこと。

(8) 自転車の放置対応

本事業で使用する自転車が、サイクルポート以外で放置された場合には、速やかに回収すること。

また、山形市自転車等放置防止条例(平成6年6月22日条例第20号)第8条に基づき、JR山形駅周辺等は自転車等放置禁止区域に指定されており、放置した自転車等は、同条例第13条に基づき

撤去され、返還手数料がかかる場合がある。事業に使用する自転車により発生した返還手数料は、受託者の負担とする。なお、当該負担を利用者に請求する場合に生じる紛争については、受託者が責任をもって対応すること。

(9) 故障・盗難対応

自転車や駐輪ラック、案内看板等が故障した場合、受託者の責任と負担をもって修復、または新たな設備に入れ替えること。また、万が一、施設・機器が盗難された場合においても、同様の対応を行うこと。

(10) 市内事業者の活用

事業の運営に当たっては、市内に本店または営業所等を有する事業者の優先的かつ積極的な活用に努めること。

(11) 既存シェアサイクル事業との調整

山形市内において、既に山形まちづくり株式会社（N-GATE/七日町商店街駐車場）でシェアサイクル事業が実施されていることから、サービスの共存や棲み分けなどについて事前に提案し、実施団体との調整に協力すること。

(12) 利用データ等の収集・保管及び提供

受託者は、利用状況（登録者数、利用者数）、再配置状況、移動データ（GPS データ）、収支状況、その他山形市と協議の上決定した事業運営に係るデータを収集、整理し、受託者において厳重に保管すること。また、データエクスポート機能を備え山形市へ提供できるようにし、コミュニティサイクル利用に係る各種収集データを整理分析すること。

(13) GPS 等を活用した利用実態調査

受託者は、必要に応じて、利用者の属性情報、利用情報、位置情報などを精密に収集し、それぞれの情報を複合的に集計すること。また、移動経路、滞留箇所、移動速度を図示したマップを作成するなどの分析を行い、傾向、課題、改善策等をまとめ、山形市に報告すること。費用は原則、受託者が負担するものとする。

(14) 利用者アンケート

受託者は、必要に応じて、利用者の満足度や交通行動の変化等に関するアンケート調査を実施し、終了後速やかに調査結果を山形市に報告すること。調査方法やアンケート内容、実施日等は、山形市と受託者で協議の上決定する。

また、アンケート調査結果を基に、山形市に対し本事業の見直し等に係る提案をすることも可能とする。

(15) MaaS 等新たなモビリティサービスとの連携

山形市 MaaS 導入方針に基づき、山形市 MaaS との連携を図ることができる機能を備えること。

(16) 事業計画、結果報告

受託者は、本事業開始時までには事業計画書ならびに収支計画書を提出すること。

(17) その他重要事項

① 秘密の保持

本業務の履行に関して知り得た情報を他に利用、開示してはならない。また、個人情報の取り扱いについては、山形市個人情報保護条例を遵守するものとし、データの秘密保持について万全の管理を行うものとする。

② 再委託等

受託者は本事業の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または受託させてはならない。ただし、本事業の協力事業者としてあらかじめ山形市の承認を得た場合は、本事業の一部を第三者に委託し、受託させることができる。

③ その他

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者の協議によって解決するものとする。